

○診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抜粋）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射（撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。） することを業とする者をいう。

（禁止行為）

第二十四条 医師、歯科医師又は診療放射線技師でなければ、第二条第二項に規定する業をしてはならない。

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抜粋）

（エックス線装置の届出）

第十五条 （略）

2 （略）

3 病院又は診療所の管理者は、病院又は診療所に診療の用に供するエックス線装置を備えたときその他厚生労働省令で定める場合においては、厚生労働省令の定めるところにより、病院又は診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

○医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抜粋）

（エックス線装置の届出）

第二十四条の二 病院又は診療所に診療の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。以下同じ。）が十キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが一メガ電子ボルト未満のものに限る。以下「エックス線装置」という。）を備えたときの法第十五条第三項の規定による届出は、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによつて行うものとする。

一～四 （略）

五 エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴

○獣医療法（平成四年法律第四十六号）（抜粋）

（診療施設の開設の届出）

第三条 診療施設を開設した者（以下「開設者」という。）は、その開設の日から十日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。

○獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）（抜粋）

（診療施設の開設の届出）

第一条 獣医療法（以下「法」という。）第三条前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五 （略）

六 診療の用に供するエックス線の発生装置（定格管電圧（波高値とする。以下同じ。）が十キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーがメガ電子ボルト未満のものに限る。以下「エックス線装置」という。）を備えた診療施設にあつては、次に掲げる事項

イ～ハ （略）

ニ エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴

七～十六 （略）

2 （略）